

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月26日(2022.10.26)

【公開番号】特開2022-60444(P2022-60444A)

【公開日】令和4年4月14日(2022.4.14)

【年通号数】公開公報(特許)2022-067

【出願番号】特願2022-25671(P2022-25671)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 326Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月18日(2022.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示装置の表示画面を特定するディスプレイリストを発行するC P U回路を有する画像制御手段と、前記画像制御手段が発行する前記ディスプレイリストに記載された指示コマンドに基づいて画像データを生成する描画回路を有する画像生成手段と、を有して構成され、

前記画像生成手段は、

所定の取得ビット単位で前記C P U回路から前記ディスプレイリストの構成データを受ける転送ポートと、前記転送ポートが受けた構成データを蓄積するF I F O構造のF I F Oバッファとを有するデータ転送回路を有して構成され、

前記画像制御手段は、

前記転送ポートから前記描画回路までの前記ディスプレイリストのデータ転送時に機能するF I F Oバッファを特定する第1情報を、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数の第1レジスタに設定する第1手段と、

第1手段の後、前記データ転送回路の動作を開始させるべく、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数の第2レジスタに開始指示を設定する第2手段と、

第2手段の後、前記画像生成手段に内蔵された所定のステータスレジスタに基づいて、第1手段が特定したF I F Oバッファが使用可能か否か判定する第3手段と、

その後、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数のステータスレジスタに基づいて、前記データ転送回路が正常に機能していることを判定する第4手段と、

限界時間又は限界判定回数を経過しても、第4手段による判定が正常とならない場合には、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数のレジスタに初期化指示を設定して前記ディスプレイリストの発行を中止する第5手段、とを有して構成されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

40

50

上記の目的を達成するため、表示装置の表示画面を特定するディスプレイリストを発行する C P U 回路を有する画像制御手段と、前記画像制御手段が発行する前記ディスプレイリストに記載された指示コマンドに基づいて画像データを生成する描画回路を有する画像生成手段と、を有して構成され、前記画像生成手段は、所定の取得ビット単位で前記 C P U 回路から前記ディスプレイリストの構成データを受ける転送ポートと、前記転送ポートが受けた構成データを蓄積する F I F O 構造の F I F O バッファとを有するデータ転送回路を有して構成され、前記画像制御手段は、前記転送ポートから前記描画回路までの前記ディスプレイリストのデータ転送時に機能する F I F O バッファを特定する第 1 情報を、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数の第 1 レジスタに設定する第 1 手段と、第 1 手段の後、前記データ転送回路の動作を開始させるべく、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数の第 2 レジスタに開始指示を設定する第 2 手段と、第 2 手段の後、前記画像生成手段に内蔵された所定のステイタスレジスタに基づいて、第 1 手段が特定した F I F O バッファが使用可能か否か判定する第 3 手段と、その後、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数のステイタスレジスタに基づいて、前記データ転送回路が正常に機能していることを判定する第 4 手段と、限界時間又は限界判定回数を経過しても、第 4 手段による判定が正常とならない場合には、前記画像生成手段に内蔵された一又は複数のレジスタに初期化指示を設定して前記ディスプレイリストの発行を中止する第 5 手段、とを有して構成されている。

10

20

30

40

50